

全L協保安・業務G5第226号
令和6年2月28日

正会員各位

(一社) 全国LPGガス協会

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する
法律第3条に基づく措置について (お知らせ)

標記につきまして、令和6年2月16日付全L協保安・業務G5第217号において、令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し、適用すべき措置の指定に関する政令が令和6年1月11日付けで公布、施行されたことをお知らせしたところです。

それを受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条に係る措置が告示で示されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては関係する会員に対し、また直接会員におかれましては関係する営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願ひいたします。

【概要】

- 特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象
- ・保安機関の認定の有効期間及び更新期限の延長
 - ・検定証印（計量法に基づくもの）の有効期間の延長

満了日

- ・令和6年6月30日

以上
発信手段：Eメール
担当：保安・業務グループ 橋本、國坂

○経済産業省告示第十七号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第一項の規定に基づき、令和六年能登半島地震による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置を次のように行うこととしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和六年二月二十日
令和六年能登半島地震による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置

別表									
特定権利利益					対象者				
第一項の登録又は同様の登録による特定期間の満了日					延長後の満了日				
第一項の登録又は同様の登録による特定期間の満了日									
第一項の登録又は同様の登録による特定期間の満了日									

第一条 第一項の登録又は同様の登録による特定期間の満了日	計量法第七十五条第二項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第七十二条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第一百三十六条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第一百四十四条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第一百三十九条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第七十七条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第七十条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第七十六条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第七十二条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益
第一条 第一項の登録又は同様の登録による特定期間の満了日	計量法第七十五条第二項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第七十二条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第一百三十六条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第一百四十四条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第一百三十九条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第七十七条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第七十条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第七十六条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益	計量法第七十二条第一項の検定の装置により付与された特定権利利益

定第驗中 權二に小 利号関企 利のす業 益再る診 登規斷 錄則士の 第の申十 登請六錄 に條等及 る第一び 特項試	權第驗中 利一に小 利号関企 益のす業 益再る診 登規斷 の則士の 申第請十 登に二錄 係る第一 及び定項試	定のい登驗中 權更て登記に 小利新準又は 利登用はする 業診断する規 益録す同第 による令規断 より同第則士 付四第条登録 与四第条第二 さ第ニ登録 され第一に項 た一に項び定 項おの試	有災た害令 す害同に和 る発法際六 者生第し年 市二災能 町条害登 村第救半 の一助島 区項法地 域にが震 に規適に 住定用よ 所すざる災 をるれ災	もし項び又る のく第試は者 は一驗中に 登号に小係 錄に關企る 養規す業試 成定る診驗 課る規断に 程の則士合 を養第の格 修成一登し 了課条録た し程第等も た若一及の
--	--	--	---	--

(参考)

措置一覧

措置名	適用期間
保安機関の認定の有効期間及び更新期限の延長	令和6年6月30日まで
業務主任者の講習（再講習に限る）の期限延長	令和6年4月30日まで
充てん作業者の講習（再講習に限る）の期限延長	令和6年4月30日まで
液化石油ガス設備士の講習（再講習に限る）の期限延長	令和6年4月30日まで
供給設備の点検／消費設備の調査／一般消費者等に対する周知の期限延長	令和6年4月30日まで
認定液化石油ガス販売事業者に係る報告期限延長	令和6年4月30日まで
充てん事業者の保安検査の期限延長	令和6年4月30日まで
液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者に係る事業年度終了後の報告期限延長	令和6年4月30日まで
バルク貯槽及びバルク容器の機器の検査期限の延長	令和6年4月30日まで
認定販売事業者の保安確保機器の期限管理	令和6年4月30日まで
充てん作業者指定養成施設の報告	令和6年4月30日まで
液化石油ガス設備士指定養成施設の報告	令和6年4月30日まで
特定液化石油ガス設備工事事業の届出	令和6年4月30日まで
検定証印（計量法に基づくもの）の有効期間の延長	令和6年6月30日まで

適用地域（災害救助法に基づく地域）

https://www.bousai.go.jp/pdf/240101_kyuujo2.pdf

【新潟県】	新潟市（にいがたし）、長岡市（ながおかし）、三条市（さんじょうし）、柏崎市（かしわざきし）、加茂市（かもし）、見附市（みつけし）、燕市（つばめし）、糸魚川市（いといがわし）、妙高市（みょうこうし）、五泉市（ごせんし）、上越市（じょうえつし）、佐渡市（さどし）、南魚沼市（みなみうおぬまし）、三島郡出雲崎町（さんとうぐんいずもざきまち）
【富山県】	富山市（とやまし）、高岡市（たかおかし）、氷見市（ひみし）、滑川市（なめりかわし）、黒部市（くろべし）、砺波市（となみし）、小矢部市（おやべし）、南砺市（なんとし）、射水市（いみずし）、中新川郡舟橋村（なかにいかわぐんふなはしむら）、中新川郡上市町（なかにいかわぐんかみいちまち）、中新川郡立山町（なかにいかわぐんたてやままち）、下新川郡朝日町（しもにいかわぐんあさひまち）
【石川県】	金沢市（かなざわし）、七尾市（ななおし）、小松市（こまつし）、輪島市（わじまし）、珠洲市（すずし）、加賀市（かがし）、羽咋市（はくいし）かほく市（かほくし）、白山市（はくさんし）、能美市（のみし）、河北郡津幡町（かほくぐんつばたまち）、河北郡内灘町（かほくぐんうちなだまち）

	羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち）、羽咋郡宝達志水町（はくいぐんほうだつしみずちょう）、鹿島郡中能登町（かしまぐんなかのとまち）、鳳珠郡穴水町（ほうすぐんあなみずまち）、鳳珠郡能登町（ほうすぐんのとちょう）
【福井県】	福井市（ふくいし）、あわら市（あわらし）、坂井市（さかいし）